

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業募集要領

第1 趣 旨

木にあふれる暮らしの実現と県産木材の活用を目的とする「しあわせウッド運動」の推進に向け、県内の事務所等の新築・増築・改築・修繕における内装等の木質化に取り組む事業を支援するため、当該取組を行う事業者を募集します。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材をいう。
- (2) 木質化 以下のことをいう。
 - ①天井、床、壁、窓枠等、室内で面的に木材を利用すること
 - ②外壁等、施設の屋外で面的に木材を利用すること
 - ③備え付けの書棚、受付カウンター等の什器類に木材を利用すること（容易に移動が可能な備品類は対象外とする）

第3 応募者の要件

応募者は、次の各号のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 補助対象施設を所有又は管理する者であること
- (2) 法人格を有する民間事業者であること
- (3) 宗教的活動を行う組織又は団体ではないこと
- (4) 県税（県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者ではないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与していないこと

第4 募集の対象及び補助率

募集の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する施設の内装等の木質化とし、補助対象経費、補助率、補助要件は、別表に掲げるとおりとします。

- (1) 山形県内に所在し、利用者が特定の者に限定されない施設であること
- (2) 国、地方公共団体が所有又は管理する施設、個人が所有する施設でないこと
- (3) 事業実施後、8年以上継続的に利用が見込まれる施設であること

第5 応募書類

次項に定める受付期間に、別記様式第1号に次の書類を添えて、山形県農林水産部森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当まで、持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

- (1) 事業提案書（別記様式第2号）

- (2) 本募集要領第3に係る誓約書（別記様式第3号）
- (3) 応募者の概要が分かる資料（定款やパンフレット等）
- (4) 補助対象施設位置図
- (5) 事業完了後の木質化のイメージが分かるもの
- (6) 補助対象経費に係る積算資料

第6 応募書類の受付

(1) 受付期間

令和8年4月1日から毎月20日を締切日として、期間を区分して受け付けます。

ただし、当該期間において応募総額が予算額に達した場合は、その次以降の期間の受付を行わないものとします。

※ 山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下、「休日」という。）は除くものとします。

また、20日が休日であるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を締切日とします。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) その他

あらかじめ担当窓口で電話で応募の意向を連絡のうえ応募書類を提出してください。

第7 補助金交付見込額の配分基準

受付期間において応募総額が予算額を超過した場合、予算の範囲内で各応募額により按分して補助金交付見込額を決定するものとします。

なお、補助金交付見込額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※ 応募の状況により、応募額に対し補助金交付見込額が減額となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

第8 採択結果の通知

応募者に対して、事業の採択および補助金交付見込額について書面により通知を行います。

第9 採択後の手続き

応募者は、採択結果により、指定された期日までに別に定める補助金交付申請書を提出してください。

第10 担当窓口（提出先）

山形県農林水産部森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話 023-630-2527

第11 留意事項

- (1) 応募に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- (2) 提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

別表（第4関係）

<p>1 補助対象経費</p>	<p>内装等の木質化に係る工事費（材料費、労務費、諸経費）とする。</p> <p>なお、本表3 補助要件の項（4）の表示板について、県産木材を使用して作成する場合は、その作成経費を補助対象経費に含めることができるものとする。</p> <p>また、次の経費は対象外とする。</p> <p>(1) 県から補助金の交付決定を受ける前に着工したもの （ただし、第8による通知後、別に定める事前着手届を提出した場合はこの限りではない。）</p> <p>(2) 既設施設の内装等の取り壊しや廃棄等に係る経費</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税</p> <p>(4) その他、補助することが不相当と判断されるもの</p>
<p>2 補助率</p>	<p>2分の1以内（補助上限額 2,000 千円）</p>
<p>3 補助要件</p>	<p>次の(1)～(6)のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 木質化の施工範囲が施設利用者の目に触れる場所であること</p> <p>(2) 総木材使用材積に対して県産木材の使用率が70%以上であること</p> <p>なお、総木材使用材積の対象範囲は、本事業により木質化に取り組む範囲とする</p> <p>(3) 補助対象経費について、他の補助事業との重複がないこと</p> <p>(4) 本事業を活用して木質化に取り組んだ旨を施設利用者に対して示すための表示板を設置できること（表示板の仕様は別紙のとおりとする。）</p> <p>(5) 県が県産木材の普及啓発を目的として行う広報用素材の撮影、県ホームページへの掲載等の広報活動に協力できること</p> <p>(6) 耐火性、耐久性及び安全性等の観点から木材が適切に使用されていること</p>

別記様式第1号

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

応募者の名称

代表者 氏名

令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業応募書

令和8年度において、令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業を実施したいので、令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業募集要領第5の規定により、関係書類を添付して応募します。

3 応募者概要書

応募者の名称		
代表者職氏名		
事務所の所在地		
主な事業概要		
担当者職氏名		
連絡先及び文書通知先	住 所	
	電 話 番 号	
	電子メール アドレス	

誓 約 書

応募者は、現在及び将来においても、令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業募集要領第3に該当する者であることを誓約します。

山形県知事 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
代表者職氏名

別紙（表示板に係る仕様）

【必ず記載する内容】

- ・ 事業名
- ・ 県産木材を使用していること。

【記載例】

本施設は令和8年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業により、山形県産木材を使用し、木質化に取り組みました。